

令和7年度 都市構造再編集中支援事業(明許繰越) 下垂木地区事後評価業務委託 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、掛川市(以下「本市」とする。)が発注する「令和7年度 都市構造再編集中支援事業(明許繰越) 下垂木地区事後評価業務委託(以下「本業務」という。)」に適用するものとする。

2 業務の目的

本業務は、令和3年度から令和7年度までの5か年で実施している「都市再生整備計画 下垂木地区(第2期)」の検証及び評価をまとめた事後評価を行い、都市再生整備計画がもたらした成果等を客観的に判断し、今後のまちづくりを適切に導くことを目的とする。

3 対象区域

掛川市 下垂木 地内

4 工期

令和 9年 2月 26日

5 業務内容

本業務は、次の事項に従って実施するものとする。

① 計画準備

既存資料の収集・整理を行うとともに、業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成し監督員に提出する。

② 成果と実施過程の評価

事業の実施状況を整理した上で、都市再生整備計画において設定している数値目標の達成状況を整理する。モニタリングの実施状況、住民参加プロセスの実施状況、持続的なまちづくり体制の構築状況について整理する。

③ 市民意識調査

設定した成果について検証するため、アンケート調査(有効回答数 500 通目安)を実施し、集計・分析を行う。アンケートの方法は、紙、WEB アンケート併用にて実施する。なお、調査票の郵送に係る費用は本市の負担とする。

④ 庁内検討会の運営支援

庁内関係各課で組織する庁内検討会の開催にあたり、事前協議、会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う。庁内検討会は1回開催するものとする。

⑤ 評価委員会の運営等補助

評価委員会の開催にあたり、事前協議、会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う。評価委員会は1回開催するものとする。なお、委員会の開催に関する諸経費等は受託者の負担とする。

⑥ 評価結果とりまとめ

・その他指標の検討

成果評価において、数値目標が未達の場合は、その他の指標による効果発現状況について検証する。

・効果発現要因の整理

指標と事業との関連性を整理した上で、各事業を実施したことが、各指標の改善に貢献したか検証する。結果が芳しくなかった指標については、その要因を分析する。

・今後のまちづくり方策の検討

地区の課題について、事業を実施したことが課題解決に結びついたか、残された課題は無いかについて検証する。また、課題解決によって地区がどのように変化したか、さらにまちが変化したことにより発生した新たな課題は無いか検証する。これらの検証結果を踏まえ、今後必要なまちづくりの方策や具体的な施策・事業等を検討する。

・評価結果とりまとめ

事後評価の結果を『都市再生整備計画事後評価シート』にとりまとめる。

⑦ 打合せ協議

業務着手時、中間、成果品納入時に打合せを実施する。中間打合せは2回を標準とする。

6 一般事項

- (1) 本特記仕様書は基本事項を示すものであり、記載のない事項については、監督員と受託者の協議により決定する。
- (2) 業務の実施にあたって疑義や問題点が生じた場合には、監督員と受託者は速やかに協議し、監督員の指示に従い業務を円滑に遂行するものとする。
- (3) 受託者は本業務遂行上知り得た情報については、これを他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の遂行にあたり、必要な関係書類等は監督員と協議の上借用・閲覧するものとし、借用に際して受託者は借用書を提出するものとする。また、受託者は貸与された資料については適正に管理し、業務完了後直ちに返還するものとする。
- (5) 本業務において、遂行途上であっても、監督員により成果品の一部及び資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 業務完了後において誤りが生じた場合は、受託者の責任において速やかに訂正するものとする。

7 成果品

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 都市再生整備計画事後評価シート | 2部 |
| (3) 上記電子データ | 2部 |